

木下 良著

## 『国府 その変遷を主にして』

南出真助

歴史地理学者木下良氏の四半世紀にわたる国府研究の成果を、研究発展史全体を展望しつつまとめられたのが本書である。新書版という体裁から、初学者向けの入門書として位置づけられることもあろうが、内容は極めて専門的な分析にまで及んでいる。多数の事例がとりあげられ、その一つ一つについて、既往の研究成果の概説に終らず、氏自身の調査・研究にもとづくオリジナルな見解や新たな問題提起がなされているのである。もっとも、そのことを通じて、国府研究がいかに複雑多岐にわたり奥深いものであるかを、曖昧さを排して披瀝されているという意味では、やはりすぐれた入門書であるともいえよう。

そもそも、古代六〇余国の国府がそれぞれどこにあったのかという、極めて根源的でもしかも難解な問題に対して、説得力を持つ復原例を最初に提示したのは、三坂圭治氏であった。その著『周防国府の研究』（積文館、昭和八年）は地理学の側にも少なからぬ衝撃を与えた。古文書を現地の小字（こあざ）名に対比させながら分析し、土地割や道路の状態、堤防の微起伏なども考慮に入れた調査法は、極めてトポグラフィカルであり、さらに結論とし

て図示された「方八町」―一辺八町の国府域プランは、『和名抄』記載の国府所在郡の位置を「点」で表示したような国府分布図に較べれば、はるかに「実像」に近づいたものであった。戦後の発掘調査の結果は、細部においてはこの復原図と一致しなかったが、そのことは先駆的な試みの価値をなら減じるものではない。

これに啓発されたかのように、地理学の米倉二郎氏は「近江国府の位置に就いて」（『考古学』六一八、昭和一〇年）を発表、四町ごとに鏝型に折れ曲がる近世東海道を中軸線とする方八町の国府域と方二町の政庁域を想定した。そしてこれも戦後の発掘によって、政庁の位置（米倉氏の復原案よりは南にずれる）が確認されたのである。このような流れにあって、戦後、地理学の側から考古学・歴史学との協力体制を強く推し進めたのは、藤岡謙二郎氏であった。同氏の『国府』（吉川弘文館、昭和四四年）は、歴史地理学的調査法による国府研究の集大成をなす最初の総説書となった。

藤岡氏の影響を強く受けた木下氏が、その研究を引き継ぎ、さらに独自に展開されたことは言うまでもない。「丹波国府址新考」（『史朋』四、昭和三九年）を皮切りに、以来、直接「国府」を題に掲げる論文だけでも三〇を超え、国府と深い関わりを持つ古代交通路に関する論文なども加えれば、実に精力的なペースで研究成果を世に問い続けて来られたのである。近年の、国立歴史民俗博物館における共同研究などを通じて、氏の研究視野は歴史学や考古学の分野にも一層広まっていたと思われる。このような研究歴の延長上に本書がある。

内容紹介に入ろう。本文は次の章構成からなる。（一）内は各

章毎の分量を便宜的に頁数で示したものである。

序章 律令国家の国府から王朝国家の国衙へ（一六頁）

1 国府跡の発掘（五八頁）

2 国府の立地と形態（三四頁）

3 国府と交通路（三二頁）

4 国府と寺院（三八頁）

5 国府と神社（三八頁）

6 古辞書類にみる国府所在郡（三二頁）

7 国司制度と国府の変遷（五一頁）

まず序章では、従来とかく定義が曖昧なために発掘結果の解釈等をめぐって混乱のもととなった、「国府」「国衙」「国庁」などの用語の使用例について、甲斐の調査例その他にもとづく見解（一九六九）があらためて述べられている。氏によれば、八・九世紀の律令国家の国ごとの行政官庁が「国庁」、それを取りまく地方中心地一帯が「国府」、そして一〇世紀以降の王朝国家の地方統治機構とその建物が「国衙」である。「府中」はさらに後世の呼称である。これらの用語の混同使用の要因としては、「従来」の国府についての概念は、八・九世紀の遺跡を一一・二世紀の文献で解釈しようとするところがある。（本書二四頁）と指摘されている。遺跡の発掘例は奈良時代のものが多く、逆に文献は平安中・後期のものが多い。その間に国府の機能・形態・位置などが変化しているにもかかわらず、しばしば同列に論じられることへの批判であり、序章として氏の立場を明らかにされたものと解される。

これはしかし、かつての歴史地理学的調査法による復原手順に對してもあてはまる批判となろう。近世の伝承や明治以降の小字

名・土地割などを、吟味なしに一挙に奈良時代の「原初」プランまで溯らせるような、綱渡りの復原研究もあったからである。その根底には、地名や土地割は何らかの外力が及ばない限り変化しないものだという前提があるのかも知れないが、これを証明不要の公理とせず、個々の事例に即して可能な限り有効性の説明に努めるべきであった。あるいは、地名や土地割の「変化」や（時間的）「連続・不連続」について、分野を超えて共有しようような一般理論を提示すべきであった。評者もまた歴史地理学に携わる一人として、日頃痛感するところである。なお、発掘調査報告書などでは、木下氏言うところの「国庁」に対して、「国衙」ないし「国衙政庁」なる表現が一般的に見られ、むしろ考古学の側ではそれらが定着している感もあるが、ここではとりあえず氏の定義に準じて使用しておきたい。

さて、第1章は四節からなり、最初の二節は今や古典的復原例とも言える周防と近江の検討にあてられている。近年の発掘では、周防の場合、方八町の想定国府域を超えて奈良・平安時代の鍛冶工房跡が発見されたこと、近江の場合、国庁建物跡の年代が八世紀中頃から一〇世紀後半までであり、それ以前と以後の建物の所在が不明であることなど、国府の原初プランとその連続性について新たな疑問が提出されている。方八町の一般性はともかく、規則正しい一町方格街路網の中に、設立当初から極めて計画的かつ合理的に諸施設が配置されていたという旧来の国府像は、修正を迫られることになろうし、それらの配置を前提に国府域を推定するという方法にも一層の慎重さが要求されよう。

第三節では陸奥の多賀城がとりあげられる。発掘の結果から軍

事的拠点Ⅱ「城柵」的な性格は見出し得ず、最初から政治的拠点として設営された国府であったとする解釈に対して、丘陵上という位置、築地の規模や門の配置などから見てもやはり軍事的要素を消し去れるものではないという氏の見解が述べられている。

第四節は、全国で三七にのぼる国府跡（国庁跡）発掘例の中から、出雲・伯耆・出羽（城輪柵）・下野・肥前・筑後・因幡のそれぞれについて、検出遺構による復原図をもとにコメントが付されている。出雲の場合は、検出された国庁建物趾の中軸線が、周辺の条里地割の方向とは約五度ずれており、これと同時に「国府城が設定されていたとすれば、条里地割を基準にした「方向町」というプラン復原が意味をなさなくなってしまう。また伯耆の場合は、従来の想定地とは全く異なる台地上から国庁とその外郭をなす溝状遺構とが検出され、東西二七三メートル、南北二二七メートルの長方形国府城が復原された。これらを総合して氏は、「従来考えられてきた、いわゆる国府城はかならずしも何町という地域に限定しなくてもいいのではなからうか。」（本書六三頁）としている。下野・肥前・筑後などの事例は、何度かの建て替えや国府そのものの移転を示すものである。

次に第2章は三節に分かれている。第一節の讃岐の事例は、条里地割の方向に直角に折れ曲がる綾川の河道を人工のものともみなし、これに沿うように国府城をあてはめ、さらに阿野郡条里の基準線を南北中軸線、「青竜」と呼ばれる直交路を東西中軸線に見立てて府域プランを想定しているのである。しかし一方で氏は、六〇間方格すなわち条里地割のプランは国府城の「街路網」に合わず、現存する地割に最も適合度が高いのは、四〇間方格をユニ

ットとする八×八の街路網プランであるという見解を提示している。この発案は極めて斬新であるが、その推論の過程にはやや説明不足の感もある。府域プランの推定に際して、なぜ条里の「方向」のみが採択され、個々の「間隔」は排除されるのか。「方向」の一致性において、わずか数度のズレが既往の復原案を否定してしまった出雲の例のような危険はないのか。四〇間地割の起源は国府設立当時まで溯及しうるのか。他の発掘事例からは、もはや「方向町」にこだわる必要がないとしながら、なぜ讃岐の場合には正方形プランが前提になるのか。歴史地理学者相互の間ではすでに共有のものとなっているのかもしれない経験則の適用についても、それ以外の分野の読者を想定すれば、もう少し丁寧な説明が付されていた方がよかつたのではないかと思われる。もっとも、歴史地理学的復原方法の手順については、他節・他章でも繰り返し述べられているので、本書全体としてその説明が不十分であるということではない。

第二節「国府の形状」および第三節「国府の立地」も、そのテーマの大きさからすれば、限られた一節の紙幅に収められるのが惜しまれるが、前節同様、他の章でも豊富な事例の中からしばしば言及されている部分があるので、不十分な印象はない。ここで『出雲国風土記』記載の「十字の街」を道路元標もとぶしとし、府域内を貫通する道路と国庁との位置関係に着眼している点は興味深い。都城のように「北辺中央」に位置する例が皆無の国庁遺構の解釈に際して、有効な手がかりとならう。また、条里地割との関連についても、既往の諸説が紹介されている。里界線の交点が国府城の基準点になったとする米倉説、その反例を提示した藤岡説、米

倉氏とは逆に、条里とは合致しない異方向地割にこそ国府区画を見出しうる場合もあるとした鏡山猛説などである。もちろんこれらの諸説は、それぞれの調査事例から引き出されたものであり、その中の一説のみを一般化すべきではない。

条里地割は面的な広がりを持つため、古代景観の復原に際して、しばしば「鍵面」としても利用されてきた。他の構築物の年代決定に際し、条里地割との「切り合い関係」によって、それより先か後かの順列が推測しうるからである。これに対し木下氏は、「国府と条里との関係は駅路を媒介として考えなおすことが必要」（本書一一五頁）と述べている。氏自身の研究も含め、近年の調査では古代の駅路の道幅が次第に明らかになりつつある。駅路の設定が先行し、これに条里の施行が従った場合、道幅分を除外して一町方が区画されていくため、その痕跡は帯状に残ることになる。氏はこれを「余剩帯」と呼び、条里のみならず国府との三者間で、相互の先後関係を明らかにしようとしているのである。ただし近年の研究では、条里の「再施行」の可能性や、プランニングから完成までを数百年のオーダーでとらえなければならぬという指摘もある。

第3章第一節では、このような具体例として山陽道と播磨国府との関係が論じられている。古代山陽道の草上駅家址に比定される本町遺跡に近接して、東南―西北方向の条里間に余剩帯がみられ、これが道路敷（一部は近世の西国街道にも踏襲）と考えられること、その延長が推定国府域（方八町）の東西でくいちがうのは、山陽道と斜交する正方位の国府域の中央部を貫通するためであること、国分寺建立はこれより遅く、そのため山陽道の一部が

付け替えられたことなどを推定している。なお、氏自身何度も繰り返し返しているように、国府所在郡を記した『和名抄』、駅家名を記した『延喜式』はともに一〇世紀の史料である。とりわけここでは、草上駅に隣接する佐突駅について停廃・復置が繰り返された記録があるが、氏は山陽道の経路の変遷をからめて駅家の変遷も説明している。また第二節では水上交通路との関連についても触れ、肥後国府の移転が水上交通の便を指向したものであることを指摘している。

第4章は最初に国府付属寺院、次に国分寺および大光寺の検討にあてられている。考古学者の間では前者を「国府寺」とも称するが、文献上は正式名称とは言えない。しかし意味するところは同じで、要するに、国府域にしばしば近接して発見される白鳳期の寺院址のことである。氏が整理した一覽表でも、国府付属寺院の殆どが白鳳・奈良期のものである。ところが国府址とされる遺構は八世紀中頃以降のものが多く、七世紀に上るものはほとんどない。したがって、国府設置に伴う「付設」寺院とは言えない点の問題となる。そこで氏は、これらの白鳳期の寺院は、当初「郡寺」的存在として設置され、後に国府付属寺院に転用されたのであろうと推測している。ではなぜ、それとは別に、しかも時としてより隔たった場所に国分寺が設置されたのだろうか。この点について氏は、国分寺は宗教的な側面を、国府付属寺院はもっぱら行政的な部分を専断したのではないかとしている。

国分寺を地理学からみた場合、やはり国府との位置関係が問題となる。足利健亮氏によれば、国分寺の多くは駅路に沿っている。ここで国府と国分寺との関係もまた駅路を媒介とした有機的な考

察が必要であろう。その意味においても、木下氏が国分寺の伽藍配置に注目している点は大変興味深い。いわゆる「東大寺式」伽藍配置の、東西いずれかの塔を省略した形が一般的であるとされているが、氏によれば、国府から見て東方にある国分寺では東塔が、西方にある国分寺では西塔が配されている例が多い。古代の諸施設の配置に際して、「景観構成」までもがその計画に盛り込まれていたられば、相互の位置関係を論じる場合、空間の意味論的解釈も必要になってくるだろう。

第5章では、相模国府所在地であった神奈川県中郡大磯町の繪社六所神社に現在も伝わる祭事「国府祭」から、国府移転とそれに伴う五神社の比重の変化（二宮の一宮への昇格願望）を読み取るうとするユニークな試みがなされている。このような、文字化されない「資料」については、内容の当否はともかく今後早急に収集・検討されるべきであろう。次節で述べられている「守公神」や「宮目社」についても同様である。第四節では「印鑰社」について、これも極めて示唆に富んだ説明がなされている。まず印鑰とは、その国の最高支配権の象徴的道具である「国印」を収める府庫の鍵（後に国印を収める箱の鍵の意に転化）であり、印鑰社はそのを宝物として祀る神社のことである。国印が実際に使用され、効力を保持していた時期には、それが祀られることはありえない。むしろ国印が使用されなくなったために、より象徴的な存在として神格化されたのである。したがって氏によれば、印鑰社の存在は律令期の国府ではなく、中世の国府・国庁との関連を示しているとは解されるのである。

国府がどの郡に所属していたかを記す最も基本的な史料である

古辞書類について、巻頭ではなく第6章で検討されていることも、本書の特色を示している。木下氏は、諸史料の記載郡名の不統一から逆に国府の移転や変質を推し測ろうと試みているからである。たとえば一般に知られる一〇世紀の『和名類聚抄』は二〇巻本（流布刊本）であるが、室町時代の古写本とされる大東急記念文庫本（東急本）では、国名肩注と郡名下注との間で国府所在郡が食い違う国が六国ある。東急本の国名肩注は流布刊本の国名下注と同じであり、氏によれば、東急本の郡名下注は移転後の国府を示していると考えられる。このことは、鎌倉初期と推定される一〇巻本『伊呂波字類抄』とその基本である三巻本『色葉字類抄』との比較においても同様である。三巻本の記載は東急本郡名下注と共通する点が多く、逆に一〇巻本との間には食い違いが多い。中には明らかに国府の移転を示すと解される例も含まれている。さらに、一三世紀の成立とされている『拾芥抄』の記載にも、一〇巻本以前の三巻本と共通するところがある。これらの比較検討にはなお慎重な考証が必要であろうが、いずれにせよ平安末期の国府の移転と変質とを示す貴重な史料として、最も矛盾の少ない解釈に基く新たな展開が期待される。

第7章は本書の結論的部分でもあり、第1章に次ぐ紙幅があてられている。まず第一節は、六国史などから国府関係の記事を抜粋し、移転の具体例とその原因を、遷都（山城・大和）、国域の変化（摂津）、駅路の変遷（紀伊）、自然災害（出羽・信濃・肥後ほか）に整理している。ただしそれらはいくまで八〜九世紀のことであり、前章で述べられた平安末期の移転はむしろ次節以下の説明と対応するものである。第二・三節では、一〇世紀以降徴

税方法の変化等に伴い、国司への権力の一点集中がみられたこと、それに付随して本来の行政の場である「庁」よりも国司の居宅である「館」の方に重点が移ってきたこと、殆どの国庁が発掘の結果では一〇世紀中頃までに廃絶してしまっているのは、それ自身の存在意義が薄れたからであろうことなどを指摘している。中世、地方行政の中心は守護所に移ったが、そこに「府中」のみならず、「国府」・「国衙」の呼称が用いられた可能性もあるため、地名考証には慎重が必要であることも最後に述べられている。

このように本書を通覧すれば、各章が実にバランスよく配され、総説書としても優れた構成を持つことがわかるが、しかし一方で、どの章もが表題に示された「その変遷」というテーマに向けて収斂されていることも明らかになるであろう。発掘事例の検討も、立地と形態についての考察も、条里や交通路・寺社などとの関係分析も、そして古辞書類の史料吟味も、すべては国府の「変遷」(位置のみならず、質的な変化も含め)を論じる視座に組み込まれているのである。最初にことわったように、木下氏の古代研究は「国府」と「交通路」の大きな柱からなっているが、氏

の意図するところは、そのどちらかにウェイトを置くのではなく、それら全体の面的な絡み合いの中から古代の地域像を動態的に再構築するという遠大な目的に向けられているのであろう。かつての歴史地理学の復原研究には、ある時代の「静止画像」を描くために、時として数百年もの時代の幅をあたかも許容誤差の範囲内であるかのように処理したものもあったが、実は「変化」や「ズレ」の中にこそ当時の地域性が投影されているのかも知れないのである。

近年、歴史学・考古学における「景観復原」への意欲的な取り組みには目を見張るものがあり、試案段階とはいえず、見事な三次元的グラフィクスまで提出され始めている。歴史地理学が「復原」の先に何を掲げているのかについて、もっと「共通語」で多くを語るべきであろう。本書はその提言の一をなしていると評者は考える。

(新書版 三三四頁 一九八八年六月 教育社 一〇〇〇円)

大学助教授

追手門学院